

川崎市がんばるものづくり企業操業環境整備助成制度

【操業環境改善支援】

— 令和8年度 公募要領 —

川崎市では、本市のものづくり企業の集積を維持・強化することを目的として、市内中小製造業者が近隣との調和を図るために行う操業環境の改善（防音・防振・脱臭、浸水対策等）に向けた取り組みに対して、経費の一部を助成します。

助成対象者	助成対象地域に工場を有する中小製造業者 ただし、令和7年度及び令和8年度に助成金の交付決定を受けた事業者を除く
助成対象事業・地域	<ul style="list-style-type: none"> ・助成対象経費の総額が10万円以上の事業 ・工場の操業環境の改善に資する事業 <対象地域> <ul style="list-style-type: none"> ①防音・防振・脱臭対策：市内全域（一部地域を除く。P3参照） ②浸水対策：各種ハザードマップ等において浸水の可能性を有する地域
助成対象経費	防音・防振・脱臭・浸水対策等を目的とした設備の設置に係る費用、生産設備の改造・交換に係る費用、建物の改修工事に係る費用等
助成率	助成対象経費の3/4以内
助成限度額	300万円
申請手続き	申請される方は、事前に御連絡の上、申請書類を提出してください。申請書類は川崎市ホームページからダウンロードできます。
募集方法	申請書類の受付は毎月末を締切とし、予算額に達した月に募集を終了します。（予算額に達しない場合でも、令和9年（2027年）2月1日（月）に募集を終了します。）
選定方法	申請書類受付後、書類審査（必要に応じてヒアリング又は現地調査）を行い、交付先を決定します。

【お問合せ・申請先】

川崎市経済労働局経営支援部 経営支援課 立地調整担当

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1 本庁舎9階

電話：044 (200) 2333 FAX：044 (200) 3920

HP：https://www.city.kawasaki.jp/280/page/0000096659.html

「川崎市 がんばる 環境改善」で
ご検索ください。

1 事業の目的

中小製造業者が近隣との調和を図るために行う操業環境の改善（防音・防振・脱臭・浸水対策等）に向けた取り組みを支援することで、本市のものづくり企業の集積を維持・強化することを目的としています。

2 助成対象者

申請にあたっては、次のすべての要件を満たす必要があります。

- (1) 主たる事業として日本標準産業分類に定める製造業を営んでいること。
- (2) 中小企業者（資本金 3 億円以下又は従業員数 300 人以下）であること。
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ①当該企業の発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業者以外の者（国、地方公共団体を含む））が所有している者
 - ②当該企業の発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している者
 - ③大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている者
- (4) 公租公課を滞納していないこと。
- (5) 事業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守していること。
- (6) 川崎市暴力団排除条例に基づき、暴力団、代表者又は役員のうちに暴力団員に該当する者がある法人等でないこと。（申請者が暴力団等であるか否かを確認するため、神奈川県警察本部長に対し確認を行うことがあります。）
- (7) 助成対象地域に工場を有していること。
- (8) 過去2年度以内（令和7年度及び令和8年度）に本助成制度の交付決定を受けていないこと。

3 助成対象事業

助成対象者が助成対象地域内で過去1年間以上、操業する既存工場（賃借の場合を含む。）において行う事業であって、次のすべての要件を満たすものとします。ただし、他の補助金等を助成対象経費の一部に充当した場合又は生産設備の新規導入の場合は、対象外となります。

- (1) 近隣との調和を図るために操業環境の改善を図る事業であって、次のいずれかに該当する事業
 - ①防音対策に係る事業
 - ②防振対策に係る事業
 - ③脱臭対策に係る事業
 - ④浸水対策に係る事業
 - (2) 助成対象経費の総額が10万円以上の事業
 - (3) 事業（工事及び支払等）完了から30日以内か令和9年（2027年）3月15日（月）のいずれか早い日までに実績報告書を提出し、かつ、令和8年度内に現地調査を受け、事業の成果を確認することができる事業
- ※防音・防振対策を実施する場合は、次の基準を満たす対策を検討し、計画するとともに、助成対象事業により対策を行う騒音・振動の発生源から生じる音・振動の計測を事業実施前後に行い、騒音・振動の数値低減（事業の成果）を確認すること。

用途地域	騒音数値	振動数値	計測方法
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	50 dB	60 dB	原則として、次の方法によること ・事業実施前後において同一の条件で第三者、あるいは第三者立合いのもと申請者が計測を行うこと ・助成対象事業により対策を行う騒音もしくは振動の発生源から最も近い敷地境界線上において計測を行うこと（ただし、他の敷地境界線上に隣接する住宅がある場合など、優先して効果測定を行うべき場所がある場合を除く）
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	55 dB	65 dB	
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65 dB	65 dB	
工業地域	70 dB	70 dB	

※脱臭対策等を実施する場合は、原則として脱臭装置等のカタログ等により、事業実施により見込まれる効果をあらかじめ確認すること。また、においの原因となる物質を特定し、かつ、それが計測可能なものである場合には、事業実施前後に計測を行うことも検討すること。

(4) 必要な届出又は許認可を得ている事業（※）

※「建築基準法」に関することはまちづくり局指導部建築審査課に、「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」等の環境法令に関することは環境局環境対策部地域環境共創課に御相談ください。

4 助成対象地域

①防音・防振・脱臭対策

市内全域が対象です。

ただし、工業専用地域、都市計画法により住宅等の建築が制限されている地区（※）及び市内のインキュベーション施設（かわさき新産業創造センター、かながわサイエンスパーク、テクノハイノベーション川崎、明治大学地域産学連携研究センター、ナノ医療イノベーションセンター等）に入居する場合は対象外となります。

※都市計画法により住宅等の建築が制限されている地区は下表のとおりです。

	地区	所在区
1	殿町3丁目地区地区計画区域内のA地区、B地区及びC地区	川崎区
2	南渡田北地区地区計画区域内のA-1地区、C-1地区及びC-2地区	川崎区
3	新川崎地区地区計画区域内のA地区、D地区及びE地区	幸区
4	久地地区地区計画区域内のA地区	高津区
5	栗木マイコン地区地区計画区域内の研究開発施設地区及び関連施設地区	麻生区
6	南黒川地区地区計画区域内の研究開発施設地区及び商業業務施設地区	麻生区

②浸水対策

市内の各種ハザードマップ等において浸水の可能性を有する地域が対象です。

※対象地域の該当につきましては、御相談ください。

5 助成対象経費

次に掲げる経費とします。

- ①防音設備（生産設備等から発生する騒音を低減する設備）の設置及び防音を目的とした生産設備の改造・交換に係る費用
- ②防音効果のある建物、建物附属設備等（防音壁、防音ガラス等）の設置に係る費用
- ③工場内から出る騒音を低減するために行う空調設備（据置型空調設備等）の設置や改修工事（外壁の断熱塗装、室内発電機の設置場所の変更工事等）に係る費用
- ④防振設備（生産設備等から発生する振動を低減する設備）の設置及び防振を目的とした生産設備の改造・交換に係る費用
- ⑤脱臭装置（生産設備や原材料等から発生する臭気を低減する設備）の設置及び脱臭を目的とした生産設備の改造・交換に係る費用
- ⑥臭気を低減するための改修工事（排出口の向きや位置、高さを変更する等、臭気を低減するための工事）に係る費用
- ⑦浸水対策を目的とした設備（止水板等）の購入・設置や建物の改修工事に係る費用

※助成対象事業以外の事業と混合して支払いが行われており、助成対象事業に係る経費が区分できないものは対象外となります。

※消費税、地方消費税、印紙税、登録免許税等の税金等、及び各種手数料（銀行振込手数料等）は対象外となります。なお、振込手数料が先方負担となる場合、その金額分は値引きがあったものとして取り扱い、実際に振り込んだ金額の税抜金額のみが対象となります。

※1件100万円以上の契約を行う際には、原則として2者以上の市内中小企業者から見積書を取得する（もしくは市内中小企業者による入札を行う）必要があります（※詳細は「7 市内中小企業者への優先発注」を参照）。

6 助成金の額

助成金の額は、助成対象経費に助成率3/4を乗じた額と助成限度額300万円とを比較して、いずれか少ない額とします。（1万円未満切捨て）

※助成金は、予算残額等の事情により減額となることがあります。

※助成金は、助成対象事業終了後の確定払いになります。

7 市内中小企業者への優先発注

申請にあたっては、本市が市内中小企業者の受注機会の増大を図るために制定した「補助金等交付事業に係る市内中小企業者への優先発注に向けた基本方針（令和元年11月）」に基づき、助成対象経費として申請する経費のうち、1件の契約金額が100万円を超える契約については、2者以上の市内中小企業者から見積書を取得する（もしくは市内中小企業者による入

札を行う) 必要があります。ただし、次のいずれかに該当する場合は除きます。

- (1) 特殊な技術や、経験・知識を特に必要とする工事や特殊な物品の調達で購入先が限定される等、市内中小企業者では対応できない契約
- (2) 継続的に行っている既存設備のメンテナンスや工事の施工における保証等で、特定の企業でなければアフターサービス等に支障がある契約
- (3) 1件の契約金額が、WTO（政府調達協定）に定める次の基準額を超える契約

区分	適用基準 (令和8年4月1日から令和10年3月31日)	備考
物品	4,000万円	物品の購入又は借り入れ
建設工事	30億2,000万円	すべての建設工事
建設コンサルティングサービス	3億円	設計業務、地質調査、測量等
一般サービス	4,000万円	運送サービス等

(4) その他市長が必要と認める場合

※上記(1)～(4)のいずれかに該当し、2者以上の市内中小企業者から見積書を取得しない(入札を行わない)場合は、交付申請時に、理由書(第2号様式の別紙5)の提出が必要です(※詳細は「10 申請書類」を参照。)

※上記(1)～(4)のいずれにも該当しない場合においても、2者以上の市内中小企業者から見積書を取得した(入札を行った)上であれば、市内中小企業者以外の者と契約を締結することは可能です。

※契約相手が市内中小企業者であるか否かに関わらず、実績報告時に、1件100万円を超える契約についての発注実績報告書(第8号様式の別紙2)の提出が必要です(※詳細は「14 実績報告書類」を参照。)

※市HP (<https://www.city.kawasaki.jp/233300/page/0000112792.html>) において、「川崎市競争入札参加資格名簿」に登録されている市内中小企業者をリスト化して公開していますので、見積書の発行を依頼する市内中小企業者を探す際や、見積書を取得した企業が市内中小企業者に該当しているか確認する際に、ご活用ください。

市HPのトップページ上部の検索画面に「優先発注 名簿」と入力するか、上記URLからアクセスください(※右下のQRコードからもアクセス可能です。)



(スマートフォン、携帯電話の方はこちらを御利用下さい) →



補助事業者等による市内中小企業者への優先発注のための確認用業者名簿 参考

公開日：2024年1月11日
更新日：2024年1月11日

補助事業者等による市内中小企業者への優先発注に該当される際に、市内中小企業者について、川崎市の「川崎市競争入札参加資格名簿」の中で市内中小企業者に該当する会社をエクセルのリストにしたものです。

この名簿に登録がない会社でも市内中小企業者に該当する会社はあります。（その際は各種補助金要綱で定められた誓約書の提出が必要になります。）

以上の点をご理解の上、見積り相手の選定の参考にさせていただければ、幸いです。

なお、「川崎市競争入札参加資格名簿」は、川崎市が工事・委託・物品の入札を行う際に事前の登録を求めており、会社からの申請及び川崎市の審査により登録した名簿になります。

市内中小企業者確認用業者名簿

市内中小企業者確認用業者名簿

「川崎市競争入札参加資格名簿」の中で市内中小企業者に該当する会社を50音順にしたものです。なお、リスト内の業者区分・業種は、各会社が申請時に各社の事業内容から希望した分類になりますので、見積もり依頼時の参考にしてください。

添付ファイル

市内中小企業者確認用業者名簿 (50音順) (XLSX形式、346.46KB) ← 名簿はこちら

市内中小企業者確認用業者名簿の利用方法の手引き

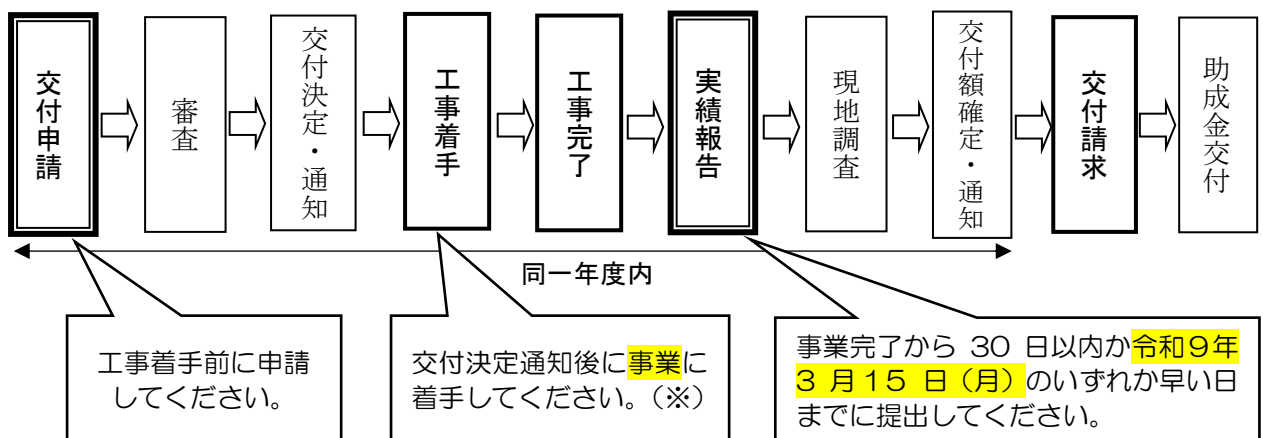
上記のエクセルの名簿の検索方法についての手引きになります。

添付ファイル

市内中小企業者確認用業者名簿の利用方法の手引き(PDF形式、154.45KB) ← 名簿の利用方法ははこちら

※上記名簿は全ての市内中小企業者を掲載しているものではありません。名簿に掲載されていない市内中小企業者から見積書を取得する際には、併せて「市内中小企業者であることの誓約書（第2号様式の別紙4）」を提出いただく必要があります。

8 手続きの流れについて



※工事着手可能時期は、交付決定通知後（交付申請からおおよそ1～2箇月後）となりますので、十分に注意してください。なお、事業の着手には、契約や注文も含まれます。

9 申請書類の提出等

申請書類は、事前に御相談の上、以下のいずれかの方法により提出してください。

(※土曜、日曜、祝日を除く。受付時間 8 時 30 分から 17 時 15 分まで)

●メール ●郵送 ●申請窓口へ持込(要事前連絡)

◆メールアドレス・電話番号◆

28ritti@city.kawasaki.jp 044-200-2333

◆送付先・申請窓口◆

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1 本庁舎9階
川崎市経済労働局経営支援部 経営支援課 立地調整担当

※申請に必要な書類がすべてそろっているものを受付とします。(書類に不備があると受付できませんので、御注意ください。)

※申請書類の受付は毎月末を締切(必着)とし、予算額に達した月に募集を終了します。

※予算額に達しない場合でも、令和8年(2026年)2月2日(月)に募集を終了します。

※【操業環境改善支援事業】に係る申請は2年度(令和7年度及び令和8年度)内に1件までとします。また、同一の助成対象事業について、【操業環境改善支援】と【立地促進】を併用することは出来ません。

10 申請書類

次の書類を各2部(正本1部、副本(正本のコピー)1部)作成し、正本1部を提出してください。(提出書類は返却しません。)

また、申請される際は、チェックリスト(別紙)に記名したものを、申請書類と併せて御提出ください。

申請書類は川崎市ホームページからダウンロードできます。

(1) 交付申請書(第2号様式)
(2) 企業概要書(第2号様式の別紙1)
(3) 事業計画書(第2号様式の別紙2)
(4) 誓約書(第2号様式の別紙3)
(5) 企業概要(パンフレット等)
(6) 法人の履歴事項全部証明書(個人事業主の場合は、開業届の写し、確定申告書の写し、個人事業税の納税証明書等、個人事業主であることが確認できる書類)
(7) 直近の市税納税証明書(法人市民税、固定資産税・都市計画税(土地・家屋)、固定資産税(償却資産))
(8) 計画概要資料(位置図、平面図、立面図等)
(9) 現工場(既存工場)の現況写真(外観・内部)
(10) 当該事業の実施に伴う効果が分かる資料(カタログ、仕様書等)
(11) 建築計画概要書の写し、建築確認等台帳記載証明書等
(12) 経費積算に係る見積書等の写し
(13) 市内中小企業者であることの誓約書(第2号様式の別紙4)(100万円を超

える契約について、川崎市の競争入札参加資格名簿に登載されていない市内中小企業者から見積書を取得する場合に限る。）
(14) 入札（見積り）が行えないことに係る理由書（第2号様式の別紙5）（100万円を超える契約について、市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者から見積書を取得しがたい事由がある場合に限る。）
(15) 建物所有者の承諾書類（当該事業を申請者以外のものが所有する建物において実施する場合に限る。）

※上記以外に追加資料の提出を求める場合があります。

11 選定の方法

申請受付後に書類審査を行い、助成金の交付の可否を決定します。審査にあたって必要があると認めるときは、申請者へのヒアリング又は現地調査を行う場合があります。

決定後、交付決定通知（又は不交付決定通知）をお送りします。（通知の送付は、通常、申請受付の翌月下旬頃になります。）

12 事業計画の変更等

次のいずれかに該当するときは、あらかじめ市長の承認が必要となりますので、下記の書類（第5号様式）を提出してください。事業計画の変更等が生じることが判明した時点で、経営支援課に御相談ください。

なお、交付条件を満たさなくなる場合等、変更内容について市長の承認が受けられない場合があります。

事業計画の変更等	提出書類
(1) 事業計画の内容を変更しようとするとき。	事業計画変更承認申請書
(2) 事業計画の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。	事業計画中止（廃止）承認申請書
(3) 事業計画の全部又は一部を他に承継させようとするとき。	事業計画承継承認申請書

※交付申請後に、助成対象事業の内容の大幅な変更や、助成対象経費の増額の変更はできません。

＜軽微な変更について＞

次のいずれかに該当する軽微な変更であるときは、実績報告書に反映することで事業計画の変更とみなすことができます。

※なお、軽微な変更が生じる場合でも事業計画の変更等が生じることが判明した時点で、経営支援課に御相談ください。

- (1) 助成対象事業の目的及び効果に影響を及ぼさない範囲の細部の変更
- (2) 事業実施期間を前倒しする場合
- (3) 事業計画書に記載の事業内容に変更を及ぼさない範囲での事業の一部を中止する場合であって、助成対象経費から該当分を除算する場合
- (4) 同一費目において経費の配分を変更する場合であって、事業計画書に記載の事業内容に変更が生じない場合

- (5) 費目間での経費の配分を変更する場合であって、変更を要する金額が補助対象経費の合計額の3割以内となる場合かつ事業計画書に記載の事業内容に変更が生じない場合。
- (6) 助成対象経費を増額する場合であって、助成金額に変更が生じない場合かつ事業計画に記載の事業内容に変更が生じない場合。
- (7) その他、市長が軽微と認める場合

13 交付決定の取消し等

次のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取消し、既に交付した助成金の全部又は一部を返還していただくことがあります。

- (1) 川崎市がんばるものづくり企業操業環境整備助成金交付要綱の規定に違反したとき。
- (2) 助成金の交付を受けるまでに助成の対象に係る要件を欠くことになったとき。
- (3) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令等に基づき市長が行った指示又は命令に違反したとき。
- (4) 天災地変その他助成対象事業の交付決定後に生じた事情の変更により助成対象事業の全部又は一部を継続することができなくなったとき。
- (5) 偽り、その他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (6) 助成金を助成対象事業以外の用途に使用したとき。
- (7) 助成対象事業に関して不正、怠慢、その他不適當な行為をしたとき。
- (8) 事業計画の全部若しくは一部の中止又は廃止の申請を行ったとき。
- (9) 川崎市がんばるものづくり企業操業環境整備助成金交付要綱第 19 条の規定に違反したとき。
- (10) 市長が交付決定を取り消すことが適當であると認めるとき。

※補助金の返還をしていただくときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき、年10.95パーセントの割合で計算した加算金を本市に納付する必要があります。

※補助金の返還期限は、返還の命令日から20日以内とし、期限内に納付されない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を本市に納付しなければなりません。

14 実績報告書類

次の書類を各2部（正本1部、副本（正本のコピー）1部）作成し、事業（工事及び支払等）完了から30日以内か令和9年（2027年）3月15日（月）のいずれか早い日までに、正本1部を提出してください。（提出書類は返却しません。）

(1) 実績報告書（第8号様式）
(2) 事業実績書（第8号様式の別紙1）
(3) 発注実績報告書（第8号様式の別紙2）（100万円を超える契約・発注を行った場合に限る。）
(4) 当該事業の実施に係る注文書、契約書、納品書、請求書、領収書等の写し
(5) 当該事業の実施により購入した設備の配置や工事箇所がわかる図面及び写真等
(6) 事業の効果を確認するための事業実施前後の騒音等測定結果資料等（防音対策も

しくは防振対策を実施する場合に限る。)

(7) 交付申請書の添付書類のうち変更のあった書類

※上記以外に追加資料の提出を求める場合があります。

※実績報告の基礎となる助成対象経費は、交付決定された助成対象経費を超えることはできません。

15 助成金の交付等

- (1) 報告された内容を審査し、現地調査等を行い、助成金の額を確定します。確定後、交付額確定通知書により助成金の確定額を通知します。
- (2) 助成金の交付を受けようとするときは、交付額確定通知書を受領した後、速やかに請求書を提出してください。請求日から30日以内に指定口座に振り込みます。

16 交付決定者の責務

- (1) 産業の振興に関する市の施策に協力するとともに、工場等の周辺環境の良好な維持に努めなければなりません。
- (2) 助成対象事業の実施及び操業に際し、市内企業を積極的に活用するよう努めなければなりません。
- (3) 助成事業に係る帳簿及び書類を、助成金額確定日の属する年度の終了後10年間保存しなければなりません。

17 財産の処分の制限について

この助成対象事業により取得した財産の所有権は、申請者に帰属します。ただし、当該財産のうち、取得価額又は効用の増加した価格が単価50万円以上のものについて、助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保にしようとするとき（抵当権を設定するとき等）は、あらかじめ市長の承認を受けなければなりません。ただし、下記に該当する場合はこの限りではありません。

- (1) 助成金額確定日の属する年度の終了後10年間を経過した場合
- (2) 耐用年数を経過した場合
- (3) やむを得ない事由によると市長が認めた場合

市長は前項に定める承認を受けて財産処分をすることにより助成事業者に収入があった場合、又は担保権実行時には、助成事業者に既に交付した補助金相当額の全部又は一部を市に納付させることができるものとします。

18 その他

- (1) 採択となった場合には、企業名、代表者名、事業概要等の公表や、事業実施により購入した設備や工事箇所の写真の広報等での使用をすることがあります。
- (2) 助成事業終了後、当該助成事業の成果を確認するために、ヒアリングへの協力又は報告を求める場合があります。また、当該助成事業に限らず、経済労働局が実施する調査、ヒアリング等への御協力をお願いします。

【操業環境改善支援】 交付申請チェックリスト

別紙

確認事項	チェック
・主たる事業として日本標準産業分類に定める製造業を営んでいる。	
・中小企業者（資本金3億円以下又は従業員数300人以下の会社及び個人）である。	
・次のいずれにも該当していない。 ①当該企業の発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業者以外の者（国、地方公共団体を含む））が所有している者 ②当該企業の発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している者 ③大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている者	
・公租公課を滞納していない。	
・事業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守している。	
・川崎市暴力団排除条例に基づき、暴力団、代表者又は役員の中に暴力団員に該当する者がある法人等でない。	
・助成対象地域（工業専用地域、都市計画法により住宅等の建築が制限されている地区及び市内のインキュベーション施設を除く市内全域）に工場を有している。	
・同一テーマ・内容（一部重複する場合を含む）で国・神奈川県・川崎市等から助成を受けていない。	
・生産設備の新規導入ではない。	
・助成対象経費の総額が10万円以上になっている。	
・助成対象経費に、消費税、地方消費税、印紙税、登録免許税等の税金等、及び各種手数料（銀行振込手数料等）は含まれていない。	
・助成対象事業の工事に着手していない。	
・令和9年（2027年）3月15日（月）までに事業完了及び実績報告の提出が可能なスケジュールとなっている。	
・提出書類等に不備がない。	
・本公募要領の内容を確認した。	

令和 年 月 日

企業名

代表者職・氏名